

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発 (P1~2)

- 平成28年度新技術新製品開発賞の募集 北海道
- 平成28年度北海道科学技術賞及び科学技術奨励賞受賞候補者の推薦 北海道

【2】販路拡大・海外展開 (P3~5)

- 平成28年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」2次公募【NEW】 経済産業局
- 海外おみやげ宅配便～外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス 開発局
- HOP1 ECサイト～香港・シンガポール向けインターネット販売 開発局

【3】融資 (P6~9)

- 三菱自動車工業(株)の生産活動制限により影響を受けている方へ【NEW】 北海道
- 北海道の融資制度における借換 北海道
- 北海道の融資制度(小規模企業貸付) 北海道
- コストアップに対応する融資制度及び相談室 北海道

【4】雇用の確保 (P10~17)

- 特定求職者雇用開発助成金のご案内(制度改正) 労働局
- 地域雇用開発奨励金の指定地域の変更及び制度の一部改正 労働局
- キャリアアップ助成金のご案内(追加改正) 労働局
- キャリア形成促進助成金のご案内(追加改正) 労働局
- 労働移動支援助成金のご案内(制度改正) 労働局
- 生涯現役起業支援助成金(新規) 労働局
- 北海道などで応援企業認定のご案内【NEW】 北海道

【5】人材育成 (P18~22)

- 小規模企業向けセミナー2016のご案内【NEW】 中小企業大学旭川校
- 9月開講講座のご案内 中小企業大学旭川校
- 「第5回北海道産業人材育成企業知事表彰」候補企業の募集【NEW】 北海道
- 能力開発セミナー(7-9月開講予定)のご案内 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 労働局・北海道他

【6】各種相談 (P23)

- 「北海道よろず支援拠点」の開設 中小企業総合支援センター
- コストアップに対応する融資制度及び特別相談室【3融資一再掲】 北海道

【7】イベント・セミナー (P24~25)

- 「中小企業等経営強化法」説明会の開催【NEW】 経済産業局
- 下請中小企業の価格交渉サポートセミナーの開催【NEW】 経済産業局

【8】その他 (P26~33)

- 平成28年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」2次公募【NEW】 経済産業局
- 平成28年度「製品安全対策優良企業表彰」応募企業の募集【NEW】 経済産業局
- 平成28年度地産地消型再生可能エネルギー・面的利用等推進事業費補助金(構想普及支援事業) 経済産業局
- 平成28年度地産地消型再生可能エネルギー・面的利用等推進事業費補助金(エネルギーシステムモデル構築)【更新】 経済産業局
- 軽減税率対策補助金 経済産業局
- 公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 開発局
- 平成28年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集【NEW】 北海道
- 道の表彰企業等に対する総合評価落札方式による加点 北海道

平成 28 年度「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します（北海道）

道では本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成 10 年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行ってきました。

これまで、機械金属や食品加工などのものづくり分野で、特色ある技術や製品の応募があり、112件を表彰しております。今年度は、「開発奨励賞」を新設し、次のとおり全道から幅広く募集します。

◆表彰対象

前々年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品（その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。）

◆表彰の種類

- 表彰は次の2部門とします。
ア ものづくり部門 イ 食品部門
- 部門ごとに次の賞を設け、「新規性・独創性」、「技術水準」、「市場性」等を審査し、特に優れたものなどに対し次のとおり知事から表彰状等を贈呈します。
ア 大賞 1件 イ 優秀賞 2件 ウ 開発奨励賞 2件程度

◆応募資格

- 道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人（中小企業者、農林漁業者を除く）。
- 上記1を主要な構成員としたグループ

◆応募方法

関係団体等（市町村、経済団体、金融機関、中小企業等の支援機関、業種別団体及び学術機関）からの推薦、または自薦によるものとします。

- 提出書類
「北海道新技術・新製品開発賞」応募申込書に記載し、添付資料とともに提出してください。

- 提出期限
平成28年7月1日（金）（※郵送の場合は当日消印有効）

- 提出先及びお問い合わせ先
北海道経済部産業振興局科学技術振興室 技術支援グループ（担当：高田）
電話 011-206-6478 FAX:011-232-1063
※応募詳細・応募書類については、ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H28shinseiinkaiatsushou.htm>

◆受賞者の決定

平成28年10月に、受賞の結果を応募者及び推薦者に通知します。

◆表彰式

平成28年10月に表彰式を実施する予定です。

受賞技術・製品は「北海道技術・ビジネス交流会（ビジネス EXPO）」の展示ブースで、PRの予定です。

※北海道技術・ビジネス交流会 〔日 時〕平成28年11月10日（木）11日（金）

（<http://www.business-expo.jp/>） 〔会 場〕アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目）

◆表彰企業プレミアムパッケージ事業◆

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>）

- ・受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・中小企業総合振興資金による融資（資金使途 事業資金、融資金額1億円以内）
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点（建設業者） など

平成28年度「北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞」の受賞候補者の推薦について
(北海道)

道では、科学技術上のすぐれた発明、研究等を行い、本道産業の振興、道民生活の向上など経済社会の発展振興等に功績のあった方等に、知事表彰として、北海道科学技術賞等を贈呈しています。

北海道科学技術賞は、昭和35年度以来毎年行われており、平成27年度までに146名、20団体を表彰しています。また、平成25年度からは新たに北海道科学技術奨励賞を創設し、平成27年度まで毎年度5名の若手研究者を表彰しています。

つきましては、男女を問わず、様々な分野の候補者を更に幅広く求めるため、受賞候補者として適切な個人又は団体がございましたら、ご推薦いただきますようお願いいたします。

◆対象者

1 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なものであって、下記のいずれかに該当するもの。

- (1)優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など経済社会の発展振興に寄与したもの
- (2)科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与したもの
- (3)その他本道における科学技術の振興施策の推進に寄与したもの

2 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者(平成28年4月1日時点で満45歳未満の方)を対象とする。

◆要項等

下記HPにてダウンロードできます。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H28kagisyotou_suisen.htm

◆提出期限

平成28年8月19日(金)

◆お問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室 科学技術振興グループ(担当:高久)

電話 011-206-5126 FAX:011-232-1063

平成 28 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の 2 次公募を開始しました
【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の 2 次公募を開始しました。

◆事業の目的

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体(任意グループ、事業協同組合)であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した(以下「閉鎖等」という。)又は申請の日以降 1 年以内(親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内)に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野(進出先)の事業に係る「売上高(又は売上総利益の額)」、「有形固定資産(土地を除く。)の額」、又は「従業員数」のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 500 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

平成 28 年 6 月 7 日(火)～7 月 20 日(水)17:00 必着

公募資料、申請方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご確認ください。

http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160607_2/index.htm

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL:011-709-2311(内線 2579)FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。
※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。
サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)
香港、台湾 5kg 以内… 7,000 円 10kg 以内… 9,000 円 15kg 以内… 11,000 円
シンガポール、マレーシア 5kg 以内… 11,000 円 10kg 以内… 14,000 円 15kg 以内… 17,000 円
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、
15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内
・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最速で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

重量	香港/台湾	シンガポール
5kg 以内	7,000円	11,000円
10kg 以内	9,000円	14,000円
15kg 以内	11,000円	17,000円

重量	香港/台湾への送料	シンガポール/マレーシアへの送料
5kgの商品を送る際の送料(送料は3%の場合)	10,800円 HOP1サービス 7,580円 DISHMAIL 18,360円	10,800円 HOP1サービス 7,580円 DISHMAIL 23,868円
	10,800円 HOP1サービス 11,880円 DISHMAIL 1,588円	10,800円 HOP1サービス 24,268円

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の本国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000円
・月額手数料 2,000円
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
・商品撮影1カット 3,000円～
・原稿翻訳400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

三菱自動車工業(株)の生産活動の制限により影響を受けている方へ【新規】(北海道)

三菱自動車工業株式会社の生産活動の制限により、売上高の減少など経営に影響を受けている中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ・「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 ・なお、認定基準は次のとおりです。 【認定基準】 (1)三菱自動車工業(株)と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ同社の事業活動に20%以上依存していること。 (2)平成28年4月20日以降のいずれか1か月間の売上高や販売数量等の実績が前年同月比で10%以上減少していること。 (3)上記(2)の直後2か月を含む3か月間の売上高や販売数量等の実績又は見込みが前年同期比で10%以上減少していること。	
	資金使途	事業資金
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 5年以内年 1.1% 10年以内年 1.3%	【変動金利】 年 1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱期間	平成28年4月20日から平成29年4月19日まで	

◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます（北海道）

道の融資制度（中小企業総合振興資金）では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

- ◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます。
- ◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます。

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】
 - ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】
 - ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】
- ※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.6~2.2 変動:1.6
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年(1年)以内	固定:1.4~2.0 変動:1.4
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

- ◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模事業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模事業者 (小規模事業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	1,250万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々に支援しています。

また、相談室を設置し、コストアップの影響を受けている中小企業の方々の経営及び金融に関する相談を受け付けています。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	経済環境の変化により、一時的に売上高又は利益（純利益額、経常利益率）の減少など業況悪化を来している中小企業者等	①原料等価格の高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入する方
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	①運転資金 ②設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆「コストアップ対策経営・金融特別相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで（電話相談可）

<設置場所>

設置場所		電話番号	設置場所	電話番号
経済部地域経済局 中小企業課	経営相談	011-204-5331	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
	金融相談	011-204-5346	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
空知総合振興局商工労働観光課		0126-20-0061	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
石狩振興局商工労働観光課		011-204-5827	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局商工労働観光課		0136-23-1362	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
後志総合振興局小樽商工労働事務所		0134-22-5525	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
胆振総合振興局商工労働観光課		0143-24-9589	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
日高振興局商工労働観光課		0146-22-9281	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619
渡島総合振興局商工労働観光課		0138-47-9459		

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

特定求職者雇用開発助成金のご案内【制度改正】（北海道労働局）

「特定求職者雇用開発助成金」は、平成 28 年 4 月 1 日から、トライアル雇用奨励金と併用できるよう制度改正を行いました。

試行雇用から長期雇用へつなげる道を広げるため、トライアル雇用により雇い入れた対象労働者（母子家庭の母等、父子家庭の父、及び中国残留邦人等永住帰国者）を、トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部（第 2 期支給対象期分）を受給することができます。

＜併用する場合の要件＞

○トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金に共通する対象労働者であること※¹

※¹ 母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者が該当します。

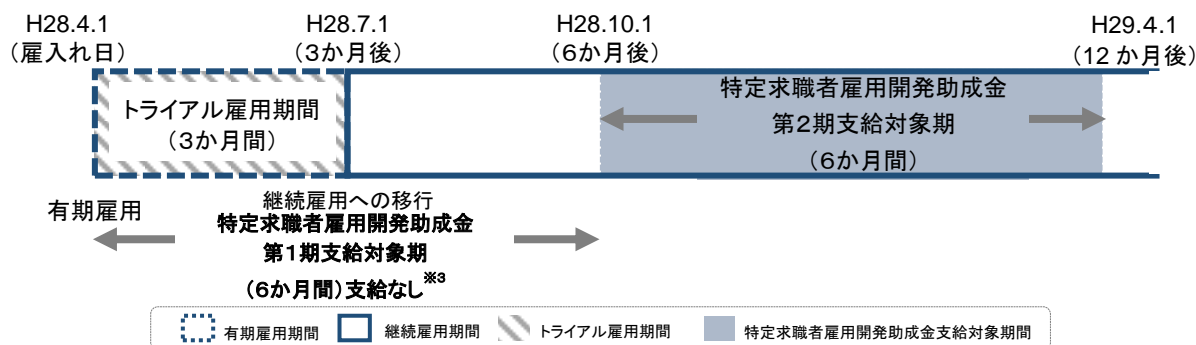
○トライアル雇用期間終了後、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用すること※²が確実であること。

○対象労働者の雇入れ時点において、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金それぞれの支給要件を満たしていること。※³

※² 対象労働者の年齢が 65 歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して 2 年以上であることをいいます。

※³ 特定求職者雇用開発助成金の支給要件のうち、「継続して雇用する労働者として雇用すること」については、トライアル雇用期間終了後の雇用契約の内容で判断します。

◆具体的な支給例（平成 28 年 4 月 1 日に母子家庭の母等をトライアル雇用により雇い入れた場合）



＜支給額の算出方法（例）＞

① トライアル雇用奨励金（トライアル雇用期間：3か月間（H28.4.1～H28.6.30））

月額 5 万円 × 3 か月間 = 15 万円

② 特定求職者雇用開発助成金（支給対象期間：H28.4.1～H29.3.31）

第 1 期支給対象期間（H28.4.1～H28.9.30） : 支給なし※⁴

第 2 期支給対象期間（H28.10.1～H29.3.31） : 30 万円 支給額合計（①+②） = 45 万円

※⁴ 同一の支給対象期間において、トライアル雇用奨励金の支給を受けているため、第 1 期支給対象期間について受給することはできません。

- ◆トライアル雇用奨励金及び特定求職者雇用開発助成金それぞれについて、支給申請を行う必要があります。
- ◆トライアル雇用奨励金の支給申請を行っていない場合やトライアル雇用奨励金が不支給となった場合などは、特定求職者雇用開発助成金について支給を受けることができません。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター TEL 011-738-1056
- ◆厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html

地域雇用開発奨励金の指定地域の変更及び制度の一部改正について（北海道労働局）

地域雇用開発奨励金は、求職者数に比べて求人が少なく、雇用機会が著しく不足している地域（**同意雇用開発促進地域**）及び若年層・壮年層の流出が著しい地域（**過疎等雇用改善地域**）において、雇用の場を増やした事業主に対して支給する奨励金です。

平成28年4月1日から、同意雇用開発促進地域に北見地域（北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町）が新たに地域指定され、過疎等雇用改善地域から伊達市（旧有珠郡大滝村の区域）、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町が除外されました。

また、制度の一部改正に伴い、1回目の支給時に限り、中小企業事業主の場合は、1回目の支給額の1/2の金額を上乗せして支給することとなりました。

指定地域及び奨励金の詳細は、下記厚生労働省ホームページでご確認ください。

◆制度概要

事業所の設置・整備を行い、ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と雇い入れ人数に応じた奨励金を、最大3年間（3回）支給します。

◆支給額（1回あたり）について

- 1 50万円～800万円（事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて16区分）
- 2 設置・整備費用が300万円以上で、対象労働者の増加人数が3人（創業の場合2人）以上であることが要件となります。
- 3 2回目、3回目の支給を受けるためには、一定基準以上の労働者の維持・定着が要件となります。
- 4 そのほかにも要件がありますので、詳細は北海道労働局又はハローワーク窓口へお尋ねください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ（地域雇用の開発のために）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html

キャリアアップ助成金のご案内【追加改正】（北海道労働局）

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成28年4月1日改正）

助 成 内 容		助 成 額 ()は中小企業以外の額
1 正社員化 コース	有期契約労働者等を ・正規雇用労働者・ 多様な正社員等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規:1人当たり60万円(45万円) ②有期→無期:1人当たり30万円(22.5万円) ③無期→正規:1人当たり30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員) :1人当たり40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員 :1人当たり10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規 :1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算 ④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算 ②～⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算
2 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(Off-JT) ・有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した Off-JT+OJT) ・中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成:1時間当たり800円(500円) 経費助成: 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規 雇用等に転換された場合) 最大50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成:1時間当たり800円(700円)
3 処遇改善 コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ①すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合 ②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用した場合 ③週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合	①賃金テーブル改定 ・すべての賃金テーブル改定: 対象労働者数が 1～3人:10万円(7.5万円) 4～6人:20万円(15万円) 7～10人:30万円(20万円)11～100人:3万円(2万円)×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 対象労働者数が 1～3人:5万円(3.5万円) 4～6人:10万円(7.5万円) 7～10人:15万円(10万円)11～100人:1.5万円(1万円)×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり 20万円(15万円)加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施 :1事業所当たり40万円(30万円) ・共通の賃金テーブルの導入・適用 :1事業所当たり60万円(45万円) ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長 :1人当たり20万円(15万円)

- ◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センターTEL 011-788-9071
- ◆厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内【追加改正】（北海道労働局）

「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や制度の導入及び適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。（平成28年4月1日改正）

※有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者は助成の対象になりません。（雇用型訓練コースを除く。）

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額等 注：（ ）内は中小企業以外
①雇用型訓練コース(☆) → 訓練効果の高い雇用型訓練について助成率を上乗せ			
・特定分野認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	・建設業、製造業、情報通信業が実施する認定実習併用職業訓練 (厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)	経費助成： ・特定分野認定実習併用職業訓練 → 2/3(1/2)
・認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業	・厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練 (大学院等と連携した雇用型訓練について既に雇用している正社員も対象)	・認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練 → 1/2(1/3)
・中高年齢者雇用型訓練	中小企業以外 中小企業	・直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等を対象とした OJT 付き訓練	賃金助成：800(400)円 OJT 実施助成：700(400)円
②重点訓練コース(☆) → 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について助成			
・若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	・採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：1/2(1/3) 【2/3(1/2)※】 賃金助成：800(400)円 ※育休中等に係る訓練の場合
・熟練技能育成・承継訓練		・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
・成長分野等・グローバル人材育成訓練		・成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	
・中長期的キャリア形成訓練		・厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座	
・育休中・復職後等人材育成訓練		・育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 (訓練時間 10 時間以上)	
③一般型訓練コース			
・一般企業型訓練	中小企業	・①、②以外の訓練 ・定期的なキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック等)の実施(※1)を要件化する。	経費助成：1/3 賃金助成：400円
・一般団体型訓練	事業主団体等	・事業主団体等が行う訓練	経費助成：1/2【2/3※】 ※育休中等に係る訓練の場合
④制度導入コース → キャリア開発の効果の特に高い制度導入に定額助成			制度導入助成
・教育訓練・職業能力評価制度	中小企業以外 中小企業	・従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成。	50万円(25万円)
・セルフ・キャリアドック制度		・セルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成。	
・技能検定合格報奨金制度		・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	
・教育訓練休暇等制度		・教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成。	
・社内検定制度		・社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	
・事業主団体助成制度	事業主団体等	・従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成。	2/3

◆(☆付きコース対象)若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ

※1 実施者の資格、就業規則の定め等は必要としないもの

◆問い合わせ先：北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-9070

労働移動支援助成金のご案内【制度改正】（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、平成 28 年 4 月 1 日付けの制度改正により、「再就職支援奨励金」及び「受入れ人材育成支援奨励金」が一部拡充されたほか、新たに「キャリア希望実現支援助成金」が創設されました。

改正により拡充された内容を含めた、具体的な制度の内容は以下の通りとなっております。

1 再就職支援奨励金（拡充）

- ◆ 再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者に対して、民間の職業紹介事業者による再就職支援の委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としています。

※再就職援助計画とは、1か月以内に30人以上離職するような、事業規模の縮小等を事業主が行う場合に、その事業主に作成が義務付けられているものであり、労働者に対する再就職援助の内容を記載した計画書を作成のうえ、公共職業安定所長の認定を受ける必要があります。なお、離職者の数が30人未満であっても任意で作成することが可能です。

- ◆ 助成内容の概要は以下のとおりです。

	大企業	中小企業
再就職支援委託開始時	10万円	
再就職実現時	委託費用×1/2－10万円 (委託費用×2/3－10万円) ()内は45歳以上の対象者の場合	委託費用×2/3－10万円 (委託費用×4/5－10万円) ()内は45歳以上の対象者の場合
再就職支援の一部として訓練・グループワークの実施を委託した場合の上乗せ助成	(訓練)月6万円(上限3カ月分)を加算 (グループワーク)3回以上で1万円加算	
対象者に求職活動のための休暇を付与した場合の助成	1日当たり 5,000円(拡充)	1日当たり 8,000円(拡充)

2 受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援）（拡充）

- ◆ 受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れを行った事業主に対して助成をするものであり、労働者の早期再就職の促進を目的としています。

- ◆ 雇用保険の一般被保険者として対象労働者を雇い入れることが必要です。

- ◆ 支給対象者1名に対して **40万円(拡充)**が支給されます。(制度改正後の平成28年4月1日以降に雇い入れた場合の金額です。28年3月31日までに雇い入れた対象者については1名あたり30万円が支給額となります。)

3 受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援）（一部キャリア希望実現支援助成金へ移管）

- ◆ 受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援)は、再就職援助計画の対象となった労働者等を、期間の定めのない労働者として雇い入れ、その労働者に対して訓練(Off-JT 又は Off-JT と OJT を組み合わせたもの)を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。

- ◆ 移籍により受入れを行い、訓練を行った場合の助成については、後述のキャリア希望実現支援助成金(移籍人材育成支援)へ移管されました。

- ◆ 助成内容の概要は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり800円
	訓練経費助成	実費相当額(上限30万円)
OJT	訓練実施助成	1時間あたり700円

4 キャリア希望実現支援助成金（生涯現役移籍受入れ支援）（新設）

- ◆ キャリア希望実現支援助成金（生涯現役移籍受入れ支援）は、生涯現役企業（65歳を超えて継続雇用が可能な企業）がキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の中高年労働者を移籍により受け入れた場合に助成を行うものであり、生涯現役社会の実現と、移籍による労働者の円滑な労働移動の促進を目的としています。
- ◆ 支給対象者1名に対して **40万円**が支給されます。

5 キャリア希望実現支援助成金（移籍人材育成支援）（新設）

- ◆ キャリア希望実現支援助成金（移籍人材育成支援）は、移籍もしくは在籍出向から移籍への切り換えによって労働者を受入れ、その労働者に対して訓練（Off-JT 又は Off-JT と OJT を組み合わせたもの）を行った事業主に対して助成するものであり、移籍による労働者の円滑な労働移動の促進を目的としています。
- ◆ 助成内容の概要は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり 800円
	訓練経費助成	実費相当額（上限 30万円）
OJT	訓練実施助成	1時間あたり 700円

※以上は制度の概要であり、助成額や助成対象人数等について上限が設けられています。また、助成金を受けるためには、その他定められた支給要件を満たす必要があります。

- ◆ 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター6階）
TEL011-788-2294
- ◆ 厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

生涯現役起業支援助成金（北海道労働局）

中高年齢者等の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を推進するためには、企業による雇用の拡大という施策だけでなく、多様な形態で就業機会を確保していくことが重要であることから、中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

◆制度概要

「特定創業支援事業(※1)」の支援を受けた中高年齢者の方が起業(起業日の年齢が40歳以上)するにあたって、中高年齢者を雇入れた場合(60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上)、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

(※1:産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として市区町村が策定する「創業支援事業計画」の中で、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業者に対して継続的に行われる事業をいいます。特定創業支援事業の詳細については、認定市区町村の窓口にお問い合わせください。) <https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chikimadoguchi.html>

雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※2)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※2:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人(雇入れ日時点の年齢が40歳以上の人に限る))

◆支給額と助成対象費用について

起業者(※3)の区分に応じて、計画期間内(12か月以内)に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。(※3:法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主)

起業者の区分	助成率	助成額の上限(※4)
起業者が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者が40～59歳の場合	1/2	150万円

(※4:助成対象となる費用(下記参照)ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。)

【助成対象費用】

募 集 ・ 採 用 に 関 する 費 用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間有料職業紹介事業の利用料 ▶ 求人情報掲載費用 ▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用 ▶ 就職説明会の実施に関する費用 ▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用(引越費用、交通費・宿泊費) ▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用 ▶ 職場見学・体験(インターンシップ)の実施費用(募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費)
教 育 訓 練 に 関 する 費 用	▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)TEL:011-788-2294

女性の活躍推進に取り組む企業を

「北海道なでしこ応援企業」として認定しています【新規】（北海道）

道では、女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業を認定し、広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、次のとおり「北海道なでしこ応援企業」認定制度を創設しました。

認定を受けていただいた場合は優遇措置等の適用もありますので、職業生活における女性の活躍推進に取り組んでいる企業の皆様、ぜひ、ご申請ください。

◆認定企業の優遇について

【北海道なでしこ認定のみのメニュー】

・ハローワーク求人票への表示

ハローワークの求人票に、北海道知事が認定した「北海道なでしこ応援企業」であることを表示することができます。女性が働きやすい・働きがいのある企業であることをPRできますので、優秀な人材の確保に向けてチャンスが広がります。

・北海道のホームページでの紹介

【認定の必須要件である「北海道あったかファミリー応援企業」のメニュー】

・北海道のホームページでの紹介

- ・北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの利用が可能
- ・北海道の中小企業制度融資(ステップアップ貸付)の利用が可能
- ・商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用が可能
- ・北海道建設工事等競争入札参加資格の加点
- ・北海道の物品購入等の発注の際の優遇

◆認定要件等

- 対象 道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上雇用する法人又は個人(国及び地方公共団体を除く)
- 認定要件 女性の職業生活における活躍推進に取り組むことを明らかにし、かつ、次の要件を全て満たす企業を認定。
 - 1 北海道あったかファミリー応援企業登録制度実施要綱(平成21年8月4日制定)に基づく、北海道あったかファミリー応援企業の登録を行っていること。
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項または第7項に基づき、一般事業主行動計画(注)を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。
 - 3 北海道知事が主宰する「北の輝く女性応援会議」(平成26年10月21日設置)において、平成27年2月10日に決定された「『女性の活躍応援自主宣言』の募集について」に基づき、女性の活躍応援自主宣言を行い、関係書類を北海道環境生活部に提出して宣言内容を従業員に対し実践していること。
 - 4 2の一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、女性の活躍推進に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

(注) 一般事業主行動計画は、女性活躍推進法に基づき、従業員301人以上の企業では届出が義務、300人以下の企業では努力義務とされています。

◆申請方法

申請方法や詳細については、道のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/nadeshiko.htm>

◆申請及び問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ
TEL:011-204-5354(直通)/FAX:011-232-0159



旭川校

(参加無料) 小規模企業向けセミナー2016のご案内

7月～11月に道内3都市で開催

【新規】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成28年7月～11月に道内3都市で開講する、無料セミナーの情報をご案内します。
お申し込みは、ファックスでお受けしています

はじめようWEB 経営

【砂川会場】 【根室会場】

～ 今日からはじめる！小さな会社の身の丈に合ったネット戦略 ～

新たな顧客・取引先の開拓とリピータの掘り起しを行い、受注をふやすための方策として注目されている「WEB 戦略」を効果的に実践していくための方法(メソッド)を学んでいただきます。

【砂川会場】

日時 7月17日(日) 14:00～17:00

会場 砂川市地域交流センターゆう 大研修室 (砂川市東3条北2丁目3-3)

【根室会場】

日時 10月22日(土) 14:00～17:00

会場 根室市総合文化会館 中会議室 (根室市曙町1丁目40番地)

◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部裕樹氏

◆受講料 無料

◆詳細はこちら(ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>

地域の魅力を発信するブランド商品づくり

【壮瞥会場】

～ 売るのではなく、選ばれるために～

売れる商品の開発・販路開拓のための顧客ニーズの把握、そしてその先にある顧客ターゲットのブランディング戦略について全国各地の取り組み事例を紹介するとともに、ワークショップを通じて、西胆振地域の魅力を発信するブランドづくりの勘所を学んでいただきます。

【壮瞥会場】

日時 11月11日(金) 14:00～18:00

会場 壮瞥町商工会館 (有珠郡壮瞥町滝之町286-56)

◆講師

中小企業基盤整備機構 プロジェクトマネジャー 山本 聖氏

株式会社ローソン商品部 北海道商品部長 稲葉 潤一氏

◆受講料 無料

◆詳細はこちら(ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>



中小企業
大 学 校 旭川校

中小企業大学校旭川校 9月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～（中小企業大学校 旭川校）

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成28年9月に開講する、研修講座の情報をご案内します。
カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

※7～9月に開講する研修講座のうち、既にキャンセル待ちとなっている講座は掲載しておりません。

～ ご好評につき、5月に開催したコミュニケーション講座を追加開催します ～

No.28 組織力を高めるコミュニケーション講座・秋

社内で起きる様々な問題は、コミュニケーション不足に起因している場合が多く、円滑なコミュニケーションは今や不可欠です。これは、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図る研修です。

◆この研修のポイント

- 1.コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
- 2.異業種の受講者同士でのペアワークやロールプレイングを通じて、相手を理解するポイントを学びます。

◆実施期間 9月28日(水)～30日(金)

◆研修時間 3日間(21 時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 SDSネットワーク代表 渡辺章二氏
株式会社キャラウィット 代表取締役 中小企業診断士 上岡実弥子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095257.html>

◆◇ ご案内 ◆◇各市町村・

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧下さい。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



「第5回北海道産業人材育成企業知事表彰」候補企業募集について【新規】（北海道）

道では、従業員等の人材育成に積極的な取組を行っている中小企業等を表彰します。

道内の中小企業等においては、従業員等の人材育成は重要な経営課題となっていますが、その取組を進めるに当たっては、参考となる他社の事例や効果的な取組について、知ることも大切です。

このため、従業員等の人材育成の取組方針を明確にし、能力開発制度を有するなど、人材育成を積極的に推進している中小企業等の取組を表彰し、その取組を広く紹介することにより、本道における産業人材の育成を図ります。

◆ **表彰対象**

道内に主たる事業所を置く中小企業者等(※)であって、次の要件を満たす方が対象

※中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、NPO法人

1 次の分野において事業を行っていること

○食品産業 ○観光産業 ○ものづくり産業

○ソーシャルビジネス(社会的課題解決を図る事業)○福祉・介護

2 「労働者」や「次の時代の産業の担い手」の人材育成について他の模範となる取組を行っていること

◆ **表彰数**

概ね3企業、団体

◆ **応募・お問い合わせ**

1 応募

自薦又は他薦とします。なお、応募方法の詳細は以下のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/dai5kaibosyuugaiyou.htm>

2 応募締切

平成28年7月29日(金)〈必着〉

3 お問い合わせ

北海道経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ

電話 011-204-5098 FAX:011-232-1044

e-mail keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

能力開発セミナー（7-9月開講予定）のご案内（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

7-9月開校												
専等	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	ブロック施工科	ブロック施工	札幌市		○	○		H28.7.2	H28.7.3	2	12	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	OA事務科	Word(初級+実践)	名寄市		○		○	H28.9.12	H28.9.16	5	15	12
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	介護サービス科(Ⅲ)	介護支援	稚内市		○		○	H28.7.7	H28.8.10	10	30	10
	塗装科	建築塗装	稚内市		○	○	○	H28.7.31	H28.8.25	4	12	15
	OA技術科	表計算検定受験講座	稚内市		○		○	H28.9.26	H28.11.21	24	48	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	H28.7.22	H28.9.20	15	30	15
	パソコン基礎科Ⅱ	エクセル基礎・応用	遠軽町		○		○	H28.8.17	H28.9.8	10	30	15
	プレゼンテーション技術科	プレゼンテーション応用活用	美幌町		○		○	H28.9.6	H28.9.23	6	18	10
	自動車整備科	1級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	H28.9.7	H28.9.26	8	24	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	溶接科	アーク溶接特別教育	室蘭市	○			○	H28.9.12	H28.9.15	4	26	30
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科(中堅技能者)	中堅技能者講習	苫小牧市	○			○	H28.8.2	H28.9.2	8	52	10
	電気工事科(第一種)	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市	○			○	H28.9.7	H28.10.3	6	42	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-697	電気工事科Ⅰ	電気工事基礎	帯広市	○			○	H28.9.1	H29.9.29	10	20	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	建設工事科	コンクリート診断士試験対策	釧路市	○			○	H28.7.上旬	H28.7.上旬	2	12	40
	電気工事科	第一種電気工事士試験対策	釧路市		○	○		H28.9.上旬	H28.11.上旬	15	60	20
北海道障害者 職業能力開発校 0125-52-2774	接客ビジネス科	ビジネスマナー	旭川市		○		○	H28.8	H28.9.13	6	12	10
	接客ビジネス科	ビジネスマナー	札幌市		○		○	H28.9	H28.10	6	12	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員のより高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F

平成 28 年度「北海道よろず支援拠点」の開設について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業センターでは、経済産業省北海道経済産業局より中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)の委託を受け、平成26年6月から札幌本部のほか道内6か所に「北海道よろず支援拠点」を設置しています。

当拠点では、中小企業・小規模事業者のみなさまが抱える売上拡大や資金繰りなどの経営課題の解決に向けて、無料で相談に対応し、道内の各支援機関と連携を図りながらきめ細やかなサポートを行っています。

今年度は、専門的な相談に対応するため、新たに3名のコーディネーターを増員し、相談体制の充実を図りましたので、お気軽にご活用ください。

◆主な業務内容

- 1 チーフコーディネーター1名及びコーディネーター14名が、中小企業者・創業者等の窓口相談に対応します。
- 2 要望に応じてコーディネーターを派遣し、出前相談会を行います。

◆相談受付時間

- 1 札幌本部 9:00~17:30 (土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)
- 2 地域拠点 毎週火曜日9:00~17:30 (土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)
 ※オホ-ツク拠点は毎週火曜日10:00~16:30(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)
 ※地域拠点については、上記以外にも必要に応じて相談を承ります。

◆相談窓口

常設拠点		所在地		連絡先(電話番号)
北海道よろず支援拠点	本部	札幌本部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407 担当:塚崎、齋藤
	地域拠点	道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当:佐々木
		十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155-67-4515 担当:澤村
		釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	0154-64-5563 担当:小山
		道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当:紙谷
		日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番地1号 室蘭テクノセンター内	0143-47-6410 担当:浜田
		オホ-ツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内	0157-31-1123 担当:ト部

◆チーフコーディネーター・コーディネーター

・チーフコーディネーター 中野 貴英(札幌本部)

・コーディネーター

氏名	拠点
市呂 純一	札幌本部
奥山 倫行	札幌本部
小野寺 辰昭	札幌本部
中村 領	札幌本部
深田 健司	札幌本部

氏名	拠点
蒔田 義一	札幌本部
松原 亮子	札幌本部
吉田 聡	札幌本部
森永 勉	日胆支部
中道 重幸	道南支部

氏名	拠点
立野 勇喜	道北支部
辻 亨	オホ-ツク支部
原口 勝全	十勝支部
中村 英夫	釧根支部

◆問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター経営支援部 塚崎、齋藤 電話 011-232-2407

北海道よろず支援拠点 URL <http://yorozu.hokkaido.jp/> E-mail:soudan@hsc.or.jp

「中小企業等経営強化法」説明会を開催します
～ 新たに取得する機械装置の固定資産税を軽減する等の支援策を紹介 ～
【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、道内7地域で「中小企業等経営強化法」説明会を開催します。
本説明会では、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業・小規模事業者が新たに取得する機械装置の固定資産税を軽減する支援措置等についてご説明します。

◆開催概要

【日時・場所】

- 札幌市:6月28日(火)14:00～ 北海道経済産業局 第一会議室【定員 120名】
- 旭川市:7月5日(火)14:00～ 上川合同庁舎3階講堂【定員 80名】
- 帯広市:7月6日(水)14:00～ 十勝合同庁舎3階講堂【定員 80名】
- 北見市:7月11日(月)14:00～ 北見商工会議所 会議室【定員 80名】
- 釧路市:7月13日(水)14:00～ 道東経済センター 5階 大会議室【定員 80名】
- 室蘭市:7月14日(木)14:00～ (公財)室蘭テクノセンター 会議室【定員 50名】
- 函館市:7月15日(金)10:00～ 渡島合同庁舎3階講堂【定員 80名】

【対象】企業、自治体、支援機関、金融機関など(参加費無料)

【主催】経済産業省 中小企業庁、北海道経済産業局

◆プログラム (予定)

「中小企業等経営強化法」及び関連支援策等について

説明者:経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課 担当者

◆申込締切

申込締切:各開催日の3日前 ※開催日が(火)(水)の会場は、前週の金曜日まで

申込方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご確認ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160610/index.htm>

◆参考:「中小企業等経営強化法」の概要

中小企業等経営強化法では、国が、中小企業・小規模事業者等の生産性向上に役立つ取組を、ガイドライン等でわかりやすく提供します。事業者は「経営力向上計画」を作成し、その計画認定を通じて、税制や金融支援等の措置を受けることができます。(平成28年6月3日公布)

具体的支援として、計画認定を受けた事業者に対し、一定の機械装置について、固定資産税を3年間1/2に軽減する税制優遇措置や、商工中金による独自の低利融資制度、中小企業基盤整備機構による債務保証などの支援措置を定めています。

◆問い合わせ

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL:011-709-2311(内線 2575)FAX:011-709-4138
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

下請中小企業の価格交渉サポートセミナーを開催します
～ 価格交渉力の強化を支援 ～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省中小企庁では、下請け等中小企業の価格交渉力強化を支援するため、全国各地で下請け中小企業向けの価格交渉サポートセミナーを開催します。

◆開催概要

【日時】平成28年7月15日(金)14:00～16:00

【場所】北海道経済産業局 第1会議室
(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎6階北側)

【定員】100名(先着順・参加費無料)

申込方法等、セミナーの詳細については、事務局((公財)全国中小企業取引振興協会)のウェブサイトでご確認ください。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakakusupport/seminar.htm>

◆問い合わせ先

公益財団法人全国中小企業取引振興協会

TEL:0120-735-888

URL:<http://www.zenkyo.or.jp/>

平成 28 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の 2 次公募を開始しました
【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の 2 次公募を開始しました。

◆事業の目的

本事業は、2 者以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、下請取引の依存状態からの自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法第 8 条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者（大企業、協力者を除く）が補助対象者となります。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額：1 件あたり 2,000 万円（交付決定下限額：100 万円）

◆公募期間

平成 28 年 6 月 7 日（火）～7 月 20 日（水）17:00 必着

公募資料、申請方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご確認ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160607/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成 28 年度「製品安全対策優良企業表彰」応募企業の募集を開始します
【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省は、「製品安全対策優良企業表彰」について、5月23日(月)から平成28年度の応募企業の募集を開始しています。

本表彰は、民間企業の製品安全に対する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させることを目的として、平成19年度から実施しています。大企業、中小企業を問わず、消費生活用製品を取り扱う製造事業者・輸入事業者、小売販売事業者の方々にご応募いただけます。

◆表彰内容、表彰部門及び募集対象

表彰内容	部 門	募集対象
経済産業大臣賞 商務流通保安審議官賞 優良賞	製造事業者・輸入事業者部門 (大企業、中小企業)	「消費生活用製品※」の製造事業または輸入事業を行う者
	小売販売事業者部門 (大企業、中小企業)	「消費生活用製品※」の小売販売を行う者
特別賞	「消費生活用製品※」に関連した事業を行っている企業または団体	

※「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の用に供される製品をいいます(消費生活用製品安全法第2条)

◆募集期間

平成28年5月23日(月)～7月25日(月)

応募方法等、事業の詳細については、経済産業省のウェブサイトでご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160523004/20160523004.html>

◆問い合わせ先

製品安全対策優良企業表彰事務局(株式会社三菱総合研究所 内)

電話:03-6705-6067

平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー一面的利用等推進事業費補助金
(構想普及支援事業) 公募

(北海道経済産業局)

(一社)新エネルギー導入促進協議会では、平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー一面的利用等推進事業(構想普及支援事業)の公募を開始しました。

◆事業目的

民間事業者や地方公共団体等が、地域の実情に根ざした地産地消のエネルギーシステムの構築を進めるために実施する事業化可能性調査(定額補助:1,000万円以内)及びマスタープラン策定(定額補助:3,000万円以内)を支援することにより、地産地消型のエネルギーシステムの加速的な導入・普及を促進し、システム構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的としています。

◆公募概要

【公募期間】

平成 28 年 4 月 18 日(月)～8 月 8 日(月)12:00(必着)

【公募締切】

◇事業化可能性調査

一次締切:平成 28 年 5 月 16 日(月)12:00(必着)

最終締切:平成 28 年 8 月 8 日(月)12:00(必着)

◇マスタープラン策定

一次締切:平成 28 年 6 月 30 日(木)12:00(必着)

最終締切:平成 28 年 8 月 8 日(月)12:00(必着)

本事業の詳細・公募要領等については、当局のウェブサイトをご覧ください。

http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/20160415_2/index.htm

平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
(エネルギーシステムモデル構築事業) 公募

【更新】(北海道経済産業局)

(一社)低炭素投資促進機構では、平成 28 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業(エネルギーシステムモデル構築事業)の公募を開始しました。

◆事業目的

民間事業者や地方公共団体等が、地域の実情に根ざした地産地消のエネルギーシステムのモデル構築に係る設備導入に要する経費の一部を補助(補助率:自治体との共同申請 2/3 以内、民間主導 1/2 以内)することにより、地産地消型のエネルギーシステムの加速的な導入・普及を促進し、システム構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的としています。

◆公募概要

【公募期間】

平成 28 年 4 月 18 日(月)～9 月 21 日(水) ※三次締切の追加により延長されています。

【公募締切】

一次締切:平成 28 年 5 月 23 日(月)17:00(必着)

二次締切:平成 28 年 7 月 21 日(木)17:00(必着) ※当初より早まりました。

三次締切(予定):平成 28 年 9 月 21 日(水)17:00(必着)

本事業の詳細・公募要領等については、当局のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpp/20160415/index.htm>

軽減税率対策補助金の申請を受け付けています（北海道経済産業局）

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

◆軽減税率対策補助金の概要

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【対象者】

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

【種類】

A 型：複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

B 型：受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS 等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修又は入替を行う場合に使える補助金です。

注意：A 型 B 型共に、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（平成 28 年 3 月 29 日）から平成 29 年 3 月 31 日までに導入または改修等が完了するものが支援対象となります。

◆受付期限等

A 型と B 型で申請受付の期限が異なりますのでご注意ください。

A 型：平成 29 年 5 月 31 日までに申請（事後申請）

B 型：平成 29 年 3 月 31 日までに事業が完了するように申請
（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

なお、申請書作成のサポートなどもあります。

必要書類、申請方法などの詳細は、軽減税率対策補助金事務局のウェブサイトをご覧ください。

<URL><http://www.kzt-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局（平日 9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-081-222

IP 電話用：03-6627-1317

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか
～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～（北海道開発局）

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や必要性について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成 25 年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成 28 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品（ツアー）を企画してください。施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設の案内やその役割等についての説明を行います（無償）。

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧ください、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、千歳川遊水地〈舞鶴遊水地〉（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、定山溪ダム（札幌市）、豊平峡ダム（札幌市）、滝里ダム（芦別市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、北海幹線水路関連施設群（赤平市ほか）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）、追直漁港沖合人工島（室蘭市）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）、函館漁港船入潤防波堤（函館市）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）、稚内港〈北防波堤ドームなど〉（稚内市）、富良野盆地地区（中富良野町）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道 274 号日勝峠（清水町）、釧路港（釧路市）、網走港〈南防波堤など〉（網走市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆問い合わせ先 平成 28 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【 公共施設見学ツアー例 : 豊平峡ダム(札幌市) 】



〈ダム堤体全景〉



〈操作室にて説明〉



〈目前での放流見学〉



〈堤体内監査廊見学〉

平成 28 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」を募集します【新規】(北海道)

道では北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人・団体を対象に、平成 14年から表彰を行ってきており、これまで、省エネルギー部門、新エネルギー部門の両部門で、合わせて60件を表彰しております。

今年度も、次のとおり全道から幅広く募集します。

◆募集部門及び内容

1 省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減及び節電などで優れた成果を挙げたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動や教育活動などを実施し、省エネルギー意識の向上に高い功績があると認められるものを募集します。

2 新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動や教育活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、且つ波及効果が高いと認められるものを募集します。

◆対象とするエネルギーの種類

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に規定するもの

(詳細:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/28sokusintaisyouboyouryou.pdf>)

◆応募

1 応募資格

- ・道内に居住する個人、道内に事務所又は事業所を有する法人(非営利法人を含む)、道内に所在する団体(任意団体を含む)及び市町村
- ・過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由として行政処分を受けていないこと

2 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、取組事例の詳細がわかる写真や資料、会社概要等を添付して、郵送又は持参により5部提出してください。(自薦・他薦は問いません。推薦の場合は推薦理由を付記してください。)

(詳細:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyobosyu.htm>)

3 応募期限

平成28年8月31日(水)(必着)

◆表彰

1 表彰

審査により、各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」、「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。

2 受賞の発表

受賞者へは直接連絡いたします。また、北海道のホームページに掲載いたします。

3 その他

・道のホームページでの取組の公表や道主催の普及啓発展等において、パネル展示等のPRを行うほか、表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業によるPR支援を行います。(表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>)

・また、受賞者は「北海道技術・ビジネス交流会(ビジネス EXPO)」の展示ブースで、PRの予定です。

・受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠として認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇融資」(金融機関所定の審査があります。)のメリットがあります。

◆応募先・問い合わせ先

北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ (担当:仁多見)

住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111 内線26-167

FAX 011-222-5975

E-mail nitami.masato@pref.hokkaido.lg.jp

道の表彰企業等に対する総合評価落札方式による加点について

(北海道)

道経済部が所管する表彰制度を受賞した建設業者について、道が発注する工事の総合評価落札方式において、『企業の施工能力』の評価項目で加点されることになりました。

◆事業の目的

この取組は、道の表彰・認定を受けた企業の認知度向上や販路拡大などを図るため、道が持つネットワークや施設を活用し、商品のPRなどを支援するものです。(表彰企業プレミアム・パッケージ支援事業)

◆対象となる制度

道経済部が所管する「北海道新技術・新製品開発賞」、「北海道チャレンジ企業表彰」のいずれかを3年以内に受賞した建設業者について、今年4月から、道が発注する工事の総合評価落札方式において、『企業の施工能力』の評価項目で加点されることになりました。

なお、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」については、『地域の守り手確保』の項目において、従来から加算対象になっており、今回新たに2表彰制度が対象になりました。

◆北海道における総合評価方式のガイドライン等

1. 北海道における総合評価方式のガイドライン(建設部建設管理課)
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/sougouhyouka.htm>
2. 北海道における総合評価落札方式のガイドラインの運用(農政部事業調整課)
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/jigyokeiyaku/top/kiziyun.htm>
3. 営繕工事における総合評価方式の適用について(建設部計画管理課)
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/sougouhyouka.htm>
4. 北海道における総合評価方式のガイドラインの運用(水産林務部総務課)
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/kanisougouhyouka.htm>

今年度も5月下旬から各種制度の募集を開始していますので、関心のある方は是非ご応募して下さい。

また、これ以外にも様々な特典メニューをご用意しています。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部経済企画局経済企画課

TEL:011-231-4111(内線 26-917)